

# 町会等掲示板設置補助金制度のご案内

町会等（町会・自治会）が掲示板を新設又は建て替えるとき、それに要する経費の一部を補助いたします。この制度は、町会等の広報活動を支援し、地域活動の活性化を図ることを目的としています。

## 対象団体

区と「町会又は自治会に対する事務委託契約」を締結している団体

## 対象掲示板

◎ 町会等がその区域内に設置する掲示板で、次の要件を満たすものです

- (1) 私有地（私道を含む）又は占用許可を受けた区道
- (2) 掲示面の大きさは、原則  $0.8\text{ m}^2$  ( $1.0\text{m} \times 0.8\text{m}$  目安) 以上のもの
- (3) 新設又は建て替えるもの

※ 修繕のための経費は対象となりません

## 補助金額

- (1) 経費の 2 分の 1 以内（千円未満切捨て）
- (2) 10 万円を限度
- (3) 同一年度内 1 回限り

※ 次の経費は補助対象となりません。

- ① 設置する用地の取得又は借地にかかる経費
- ② 設置場所の整備にかかる経費
- ③ 既存掲示板の撤去経費
- ④ 消費税などの公租公課
- ⑤ 掲示板の維持管理や運用にかかる経費

## 申請方法

裏面の「補助金申請のながれ」をご参照ください。提出書類など詳しくは地域振興課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》 江東区地域振興部地域振興課地域振興係

TEL 3647-4962

## **補助金申請のながれ**

**※補助金交付決定額の通知を受け取る前に着工してしまうと対象外となります。ご注意ください。**

**(1) 事前相談、申請書類準備**

申請書、見積書、掲示板図面、設置箇所案内図等をご用意ください。

※私有地（私道を含む）にあっては地権者の承諾書、区道にあっては占用許可書をご用意ください。



**(2) 補助金交付申請**

地域振興課地域振興係（区役所4階26番窓口）



**(3) 補助金交付決定額の通知**

現地確認後、審査を行い、補助金交付予定額を通知します。



**(4) 設置工事着手**

交付決定通知が届きましたら、工事に着手してください。



**(5) 設置工事完了届**

工事が完了しましたら、次の書類等を提出してください。

- ① 完了届
- ② 工事施工写真及び業者に支払った領収書原本



**(6) 補助金交付額確定の通知**

現地確認後、確定額を通知します。



**(7) 補助金交付請求**

確定額通知書が届きましたら、請求書を提出してください。



**(8) 補助金の交付**

指定の口座に補助金を振り込みます。